

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

参考資料 5

優先して取り組む事項 ※ 3

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R5.4時点)
任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続			任意後見制度の周知・広報 1,127 / 1,741市町村 50 / 50法務局・地方法務局 (R6.2時点) 286 / 286公証役場 (R6.2時点)
担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施	都道府県による担い手の継続的な確保・育成等				担い手の育成方針の策定 6 / 47都道府県 市民後見人養成研修の実施 15 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 18 / 47都道府県
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善 全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施	市町村による実施				市町村長申立てに関する研修の実施 42 / 47都道府県 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用741 / 1,741市町村 報酬 836 / 1,741市町村 障害者関係 申立費用726 / 1,741市町村 報酬 821 / 1,741市町村
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ			市町村による計画策定・必要な見直し 1,210 / 1,741市町村
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営			都道府県による協議会設置 35 / 47都道府県

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況
見直し等 に向けた検討等	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					—
制度の運用改善等	意思決定支援の浸透	—	都道府県による意思決定支援研修の実施					意思決定支援研修の実施 22 / 47都道府県
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による研修の継続実施					
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成					
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					—
	・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討					
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討					—
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
地域連携ネットワークづくり	地域連携ネットワークづくり	—	市町村による制度や相談窓口の周知					制度や相談窓口の周知 1,575 / 1,741市町村
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による周知の継続					
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備					中核機関の整備 1,070 / 1,741市町村
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	中核機関のコーディネート機能の強化					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
		—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等					権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討